

校友會補助金分配法ハ從来ノ方法ヲ廢シ出席者ニ對シ金壹円宛ヲ補助シ残額ハ各科總出席者ニ平均ニ割充ツルコト
各人支出ノ会費ハ前納セシムルコト 尚一旦納メタル金ハ如何ナル事由アルモ返却セザルコト

放歌、飲酒ヲ禁ズルコト

其科ニ於テ旅行不成立ノ場合ニハ其科生徒数ニ相当スル補助金

ヲ保留シ更ニ其科ニ於テ用途ヲ講究スルコト

三、旅行ハ十一月七、八、九（木金土）ノ三日間内ニ挙行ノ予定四、各科ヨリ提出スル原案ハ十月二十三日（水）マデニ差出スコト

附記

校友會生徒部委員ヘハ教務掛ヨリ其科主任ト協議決定スペキコトヲ伝フルコト
校友會職員部委員ヘハ本日ノ會議要項ヲ幹事若クハ教務掛ヨリ通知スルコト

以上

（至明治四十四年一月 教官會議関係書類「教務」）

● 美術館

敷地は美術學校構内と内定した

其ための三千坪

これを読むと学校當局が修学旅行を有害無益とする理由の一つは放歌、飲酒にあつたよう受け取れる。實際、修学旅行では放歌、飲酒はもとより、電車がホームに着くたびに皆打ちそろつて車窓から足を出すとか、奇妙な格好で行列するとか、人目を引く行動がしばしばあつたようで、そうしたことが学校當局の忌諱にふれ、放歌、飲酒の禁止となつたと思われる。しかし、大正七年十一月七、

八、九日実施と決められた修学旅行については『東京美術學校校友會月報』等にも何ら記事が見当たらないことから、実施されなかつたとも考えられる。放歌も飲酒も禁じられては参加する者も余りいなくなつてしまつたのかも知れない。

⑦ 国立美術館設立計画と本校敷地提供案

大正七年三月十六日、寺崎広業、竹内栖鳳、山元春挙、平福百穂、田口掬汀らの主唱による国立美術館設置の建議案が鵜沢総明、金杉英五郎らによつて衆議院本會議に提出され、同月二十五日、建議案委員会はこれを満場一致で可決した。大正十五年五月に開館する東京美術館の計画はこのときから緒についたといえる。当初の計画では新作も古美術も展示できる国立美術館を本校敷地内に建設する予定であった。これについては當時の新聞が次のように伝えてゐる。

今議會に提出された帝國美術館設置案が、ものになりさうなので美術家連は廿四日以來委員會へ肉迫したがその効^かあつて愈よ議會を通過した、二百五十萬圓乃至三百萬圓の豫算、五ヶ年計劃で敷地は略ぼ現美術學校構内と内定されてゐると云ふ、右に就き正木〔直彦〕美術學校長は云ふ『明治三十一年中、樺山〔資紀〕文部大臣の時代に圖書館と美術館を設置するの議が起り時の勅任官參

事官外山正一氏が委員長となつて設計し、現圖書館と併置する筈であつた、それが圖書館だけ建築されて美術館は立消えとなつた、美術學校は奥へ建てたのも學校前へ新道路を開鑿したのも、總て美術館を建築する準備で、現に當校内に三千餘坪の敷地を残してある、愈よ建築されるとしたら、他に土地を求むることは難いから無論此處に選定されるであらう』云々

(大正七年三月二十七日『万朝報』)

國立美術館を

上野に三百五十萬圓で建設

文部省にては帝國美術院設立と共に豫ての懸案たる國立美術館を新築する事に決し、總工費三百五十萬圓を以て明年度より八ヶ年繼續事業として建設する筈なるが、右經費は明年度豫算に計上し目下大藏省に交渉中なりと云ふ。南〔弘〕文部次官は曰く、『國立美術館の建設は當大臣昨年以來の懸案で、夫が敷地も上野美術學校脇の二千何百餘坪と云ふ空地がちゃんと選定されて居る。而して夫が竣工の曉は大臣の抱負とする處は先づ急務として文展出品又は同買上品及び美術學校參考品をも合せ陳列する考へである。古美術の陳列に就ては目下考究中で、此方は宮内省の博物館もある事だし、其他全國に亘つて散在して居る逸品中の逸品は國寶として國家に保存されて居る事だからどうなるか判らない。

〔下略〕

(大正八年十月一日『東京朝日新聞』『新聞集録大正史』第七卷。昭和五十三年、大正出版)

本校ないし正木直彦校長は長年に亘る陳列館建設要求が認められないので、敷地を提供する代わりに本校陳列館の用も充たす美術館の建設を望んでいた様子である。

本校敷地使用計画は美術館が東京府立と決まつた後まで存続した。大正十二年に東京府と取り交した敷地貸借文書、敷地予定地に有する帝国學士院、体操場、写実美習場その他諸建物移築なし取扱し等の予算関係文書、図面等が本学に残っている。しかし、翌十三年一月、東京府知事より本校校長宛に、上野公園二本杉原の土地四千坪の使用が許可されたので貴校敷地借用案は取り消すという報告があり、敷地提供計画に終止符が打たれた。